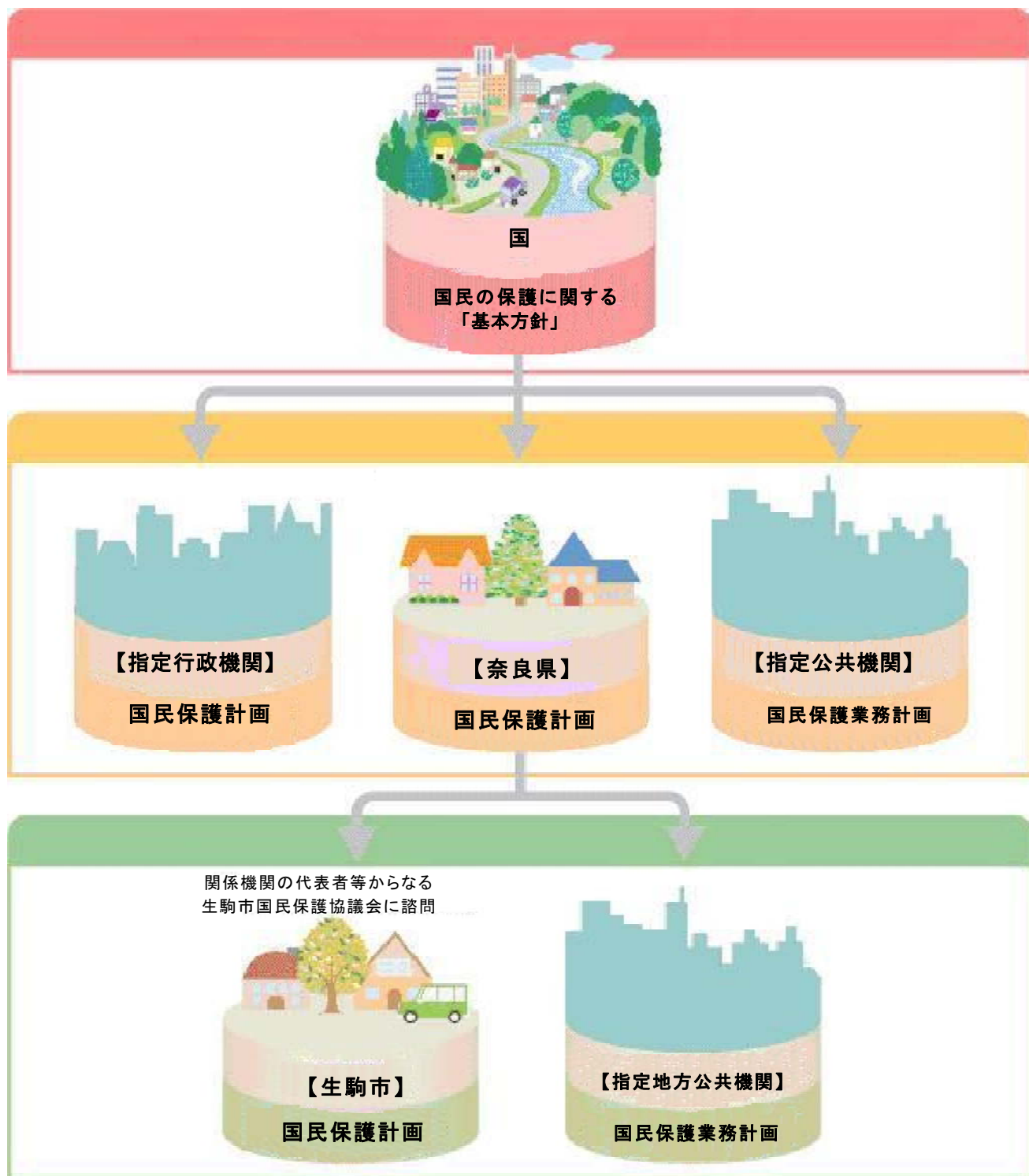


生駒市国民保護計画とは？

国民の保護に関する「基本方針」、「計画」



平成16年6月、**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)**が成立し、同年9月施行されました。

国民保護法の施行により、万が一武力攻撃事態等や、緊急対処事態が発生した場合、住民の生命、身体、財産を保護する責務が地方公共団体に新たに課せられました。

このため、生駒市では、国民保護法に基づき、住民の避難、救援等の国民保護措置が的確かつ迅速に行われるよう、「生駒市国民保護計画」を作成しました。

国民保護措置に関する基本方針

基本的人権の尊重

日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであってもその制限は最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行います。



国民の権利利益の迅速な救済

国民の権利利益の救済に係る手続きを、できるかぎり、迅速に処理します。



国民に対する情報提供

武力攻撃事態などでは、国民保護措置に関する正確な情報を適時、適切な方法で提供します。



関係機関相互の連携協力の確保

平素から関係機関と相互の連携体制の整備に努めます。



国民の協力

国民保護措置の実施に関する国民の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであり、その要請に当たり、強制にわたることがないよう十分留意します。



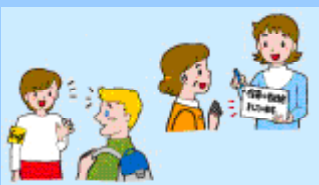
指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定公共機関、指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、自主性を尊重するように留意します。



高齢者、障害者等への配慮と国際人道法の的確な実施

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護と国際人道法の的確な実施を確保します。



国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置に従事する者と要請に応じて国民保護措置に協力する者の安全確保に十分留意します。



地域防災計画等の既存計画により構築されたしくみの活用

地域防災計画など既存の計画により構築された仕組みを最大限に活用します。

